

名古屋市立山王中学校 生徒会選挙管理規定

第1章 総 則

第1条（目 的）

この規定は本校生徒会会則により、生徒会役員を選出する選挙制度を設け、その選挙が会員の自由に表明せる意志によって公明かつ適正におこなわれることを確保し、もって生徒会が民主的に健全な発達を期することを目的とする。

第2条（選挙管理委員会）

1. 選挙に関する全ての事務を行う。
2. 委員は各クラスより1名を選出する。
3. 選挙に関する啓発・周知を行う。
4. 投票の方法・違反・その他選挙に関し必要なことを周知させる。
5. 選挙当日、会員に選挙権を行使するために必要な時間を与えるようにする。

第2章 選挙権及び被選挙権

第3条（選挙権）

本校生徒会の会員はすべて選挙権を有する。

第4条（被選挙権）

本校生徒会の会員はすべて被選挙権を有する。ただし、役員に立候補しようとする会員は、責任者1名及び支援者14名以上の署名を必要とする。

第3章 選挙に関する区域

第5条（選挙区）

本校内を1選挙区とする。

第4章 選挙人名簿

第6条（選挙人名簿）

選挙の公示がなされた時に、選挙人名簿を学級ごとに作成する。

第5章 選挙期日

第7条（選挙期日）

役員選挙は原則として次のように行う。

1. 前期…前年度3月中に行う。
2. 後期…10月中に行う。

第6章 投 票

第8条（投票の方法）

選挙は無記名の投票により行い、会長・副会長については1人1票、執行委員については1人4票とする。

第9条（投票の場所）

1. 投票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
2. 投票所には投票管理者及び投票立会人を置くことを原則とする。

第7章 開 票

第10条（開票の方法）

1. 開票は選挙管理委員会の依頼した開票管理者と開票立会人とにおいて行う。
2. 開票所は選挙管理委員会の指定した場所とする。

第11条（無効投票）

次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. ○以外の記号を記入したもの。
3. 所定の記入欄に記入していないもの。

第8章 当選人

第12条（当選人の決定）

1. 選挙において有効投票の多数を得たものをもって当選人とする。
2. 選挙において有効得票数が同じであるときは、決戦投票で決定する。
3. 信任投票で有効投票数の過半数の票を得た者。

第13条（無投票当選の禁止）

1. 無投票当選はこれを認めない。
2. 立候補者が届け日までに定員をこえない場合は補充立候補の届け日を少なくとも2日以上持つようにする。
3. 補充立候補でも定員をこえない場合は信任投票を行う。

第9章 選挙運動

第14条（選挙運動）

1. 選挙管理委員会の指示した次の行為のみを有効とする。
 - (1) ポスター掲示
 - ① 候補者1名つき3枚以内とする。ただし、責任者名を必ず記入すること。
 - ② 大きさは八つ切り画用紙大とし、選挙管理委員会の検印のあるもの。
 - ③ 掲示場所及び方法は選挙管理委員会の定めた所と方法に従う。
 - (2) 朝の校門での選挙活動
 - ① 決められた期日と時間のみとする。
 - (3) 立ち会い演説会
 - ① 事前に選挙公報を作成する。
 - ② 立ち会い演説会は選挙日前（少なくとも3日以内）に全生徒集会の場において全立候補者が1回行う。
2. 選挙運動は、選挙管理委員会から指定された日から選挙の当日の朝まで行うことができる。

第15条（禁止行為）

次の事項にあたる選挙運動は禁止する。

1. 選挙管理委員による選挙活動。
※ 投票を除く。
2. 山王中学校生徒でない者による行為。
3. 学校外での選挙運動（インターネット上も含む）。
4. 投票を強制する行為。
5. 第14条で述べられた場所。日時以外での行為。

第16条（行為違反）

前条 1 から 5 の行為により違反した場合は立候補を取消し、選挙権を剥奪することを考慮し、状況に応じて再選挙をする場合がある。

第10章 特 則

第17条

この規定に違反した者については選挙管理委員会において適切な処置をとり、違反者はその決定に従わなければならない。

第18条

この規定に定めてない事項については、選挙管理委員会によって決定する。

第11章 改 正

第19条

この規定の全面改正は生徒議会において出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

生徒会組織一覧表

